



智頭町震災に強いまちづくり促進事業 木造住宅耐震診断事業

智頭町では、地震に対する住宅等の安全性の向上を図るため、平成12年5月末以前に建築された住宅の耐震診断、耐震改修、ブロック塀の除去、改修にかかる費用の一部を補助します。

1. 住宅の耐震化

①耐震診断（無料）

平成12年5月31日までに建築された木造一戸建て住宅の所有者が耐震診断を実施するにあたり、町が耐震診断を行う。

所有者負担：なし

②耐震診断（有料）

平成12年5月31日までに建築された木造一戸建ての住宅の耐震診断費用の一部を補助する。

補助率：2/3

一戸あたり 補助限度額：89,000円 補助対象事業額：134,200円

③耐震改修設計

平成12年5月31日までに建築された木造一戸建ての住宅の耐震改修設計費用の一部を補助する。

（耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたものを対象とする。）

補助率：1/2

一戸あたり 補助限度額：160,000円 補助対象事業額：320,000円

④耐震改修

平成12年5月31日までに建築された木造一戸建ての住宅の耐震改修費用の一部を補助する。

補助率：4/5

一戸あたり 補助限度額：1,200,000円 補助対象事業額：1,500,000円

2. コンクリートブロック塀の除却・改修

① 除却

高さが60cmを超える危険なブロック塀又はブロック塀と基礎の除去費用の一部を補助する。

補助率：2/3

補助対象事業費 a.事業費 225千円（450千円）
b.撤去するブロック塀の長さ×18千円/m（36千円/m）
※括弧内は、ブロック塀の基礎も併せて除去する場合
※aまたはbいずれか低い額

② 改修

ブロック塀除去後の軽量なフェンス・生垣等の改良費用の一部を補助する。

補助率：1/3

補助対象事業費 a.事業費 300千円
b.新設するフェンス・生垣の長さ×25千円/m
※aまたはbいずれか低い額

【耐震化のための専門家を派遣します】

智頭町では、住宅耐震化推進の取り組みの一つとして、鳥取県と協力して、お住まいの耐震化のご相談内容に応じて専門家を派遣します。費用の負担はありません。

対象の建物

- ・平成12年5月31日以前に建てられた建物
- ・木造2階建以下の一戸建ての住宅

対象者

- ・対象の建物の所有者等で、耐震化について相談されたい方

派遣する専門家

- ・建築士
- ・宅地建物取引士
- ・ファイナンシャルプランナー

相談は随時受付ておりますが、予算に限りがあるため今年度中の申請受付が出来かねる場合がありますので、ご了承ください。